平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件原告 小 林 収 ほか91名 被告 愛 知 県 知 事 ほか 1名

第4準備書面

2010 (平成22) 年10月6日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史 同 髙 森 裕 司 同 濵 嶌 将 周 同 小 島 粈 史

本件導水路の目的の一つは、木曽川水系の異常渇水時において徳山ダムに確保される流水正常機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を図るための容量5300万m3のうちの4000万m3を木曽川に導水し、木曽成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保することである。この河川環境のための流量の前提となり根拠となっているのは、木曽川水系河川整備基本方針において木曽川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量(以下「正常流量」という)のうちの河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量として、ヤマトシジミの生息のために50m3/sが必要であるとされていることである。木曽川水系河川整備基本方針を調査・審議する河川整備基本方針検討小委員会において、河川維持流量としてヤマトシジミの生息のために50m3/sが必要であると認めるに足る「調査」「審議」などされなかったことを述べ、被告ら準備書面6に反論する。

1 河川整備基本方針や河川整備計画の決定において、河川管理者に裁量が認められるとしても、関係法令の趣旨・目的に基づいて、①その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠く場合、または、②事実に対する評価が明らかに合理性を欠く場合、③判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠く場合には、裁量権を逸脱、濫用したものとして違法となる(最一小判平18・11・2(小田急高架化事件)、東京高判平17・10・20ほか、最三小判平18・2・7、東京高判昭48・7・13(日光太郎杉事件)参照)。

つまり、河川管理者の決定に至る過程において、①決定事項の基礎とすべき 事実の存在を客観的、実証的に確認し、②また、法令の趣旨・目的に基づいて 考慮すべき事情を客観的、実証的に確認して考慮すべき事情相互の比較衡量を 行うことが、裁量権の行使の前提として要求されるのである。

2 本件導水路事業の根拠は、木曽川水系河川整備計画において、「流水の正常な機能の維持」における「河川環境の改善」として(乙8p3-22、23)、異常渇水時においても河川環境の改善を図るため、徳山ダムにより確保された渇水対策容量の水を導水するための木曽川水系連絡導水路を整備するとされ、木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量53,000千m3のうち40,000千m3の水を一部は長良川を経由して木曽川に導水することにより異常渇水時〔平成6(1994)年渇水相当〕においても、木曽成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40m3/sを確保するとされていることである。

その前提となり、根拠となっているのが、木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量のかんがい期概ね150m3/s、非かんがい期概ね80m3/sの一部をなす河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量50m3/sである。

3 木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のうちの河口~木曽川大堰の河川維持流量 5 0 m3/sの根拠は、乙46『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する資料(案)』(以下「基本方針資料」という) p 4 1 で、シジミ(原告代理人注・ヤマトシジミ)の生息・産卵に必要な流量を算出すると木

曽川大堰下流で約50m3/sとなるとなっていることである。その根拠資料は、 乙47『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する説明資料(案)[木曽川編]』(以下「基本方針説明資料」という)p14で、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し(図1)、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m3/s以上であることを確認したとし、以上によりにA区間(河口~木曽川大堰)における必要流量は50m3/sとする、と記載されていることである。

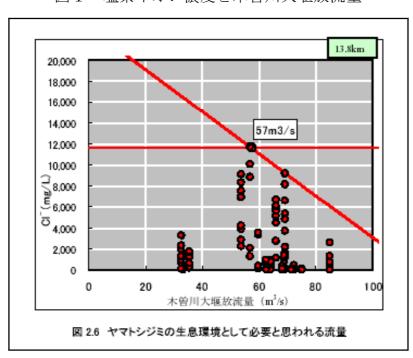


図1 塩素イオン濃度と木曽川大堰放流量

したがって、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかが、客観的、実証的に確認されなければならず、そのためには、先ず、その根拠となっている乙47基本方針説明資料p14に記載されている内容によってそれが確かに根拠づけられるか、また乙47基本方針説明資料p14の記載内容がヤマトシジミが生存できる限界流量で生存のために必要な流量として客観的、実証的に事実として認められるかが、調査、検討されなければならない。河川整備基本方針検討小委員会のような河川整備基本方針案の検討・審議機関においては、これらのことを調査、検討する審議がなされなければならない。

- 4 この点、正常流量のうちの河口~木曽川大堰の河川維持流量50m3/sの設定の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについての審議の内容は、発言全てを記載した河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙49。50)によれば、以下の通りである。
 - (1) 第72回河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙49) 事務局から

「正常流量の設定でございます。こちらにつきましては、まずA区間、B区間と分けておりますが、区間ごとに、また、かんがい期や非かんがい期と期別で検討を行っております。今回はA区間の①というのが図にございますが、動植物の生息地、または生育地の状況、こちらから検証して決定してございます。検証といいますのは、木曽川の大堰の放流量50m3/s、これは先ほど成戸地点、下流の漁業に配慮した木曽成戸50m3/sを昭和40年に設定したのでございますが、これの50m3/sにつきまして、まず検証いたしております。

流量と塩素イオン濃度の関係をここでは確認しております。ヤマトシジミの斃死が発生しないという流量、これが木曽川大堰の放流量でどれぐらいかというのを見たわけでございます。これは平成17年のデータでございますが、おおむね50m3/sぐらいのところから、大きい流量でありますと11,600mg/L、赤い線が引いてございますが、大体これ以下になります。こちらがヤマトシジミの生息の目安になってございまして、これ以下になるということが確認できるということでございます(原告代理人注・「A区間の」①」、「赤い線が引いてある」と述べられていることから、乙48を見ての説明であろう)。

こういう意味で、下流の漁業に配慮した木曽成戸50m3/sという意味が わかるわけでございます。」(乙49p28)

との説明がなされた。

委員から、これに対して、

「正常流量の話でいきますと、11ページで特に木曽川の動植物の生息地の状況から $50\,\mathrm{m3/s}$ 、これは歴史的な経緯もあるとは思うんですが、それで、このデータから $50\,\mathrm{m3/s}$ というのを検証されているんですが、やはり

このデータでは無理があるかなと。もう少し説得力があるデータの積み重ねが必要ではなかろうかと思います。」(乙49p32)

との意見が出された(原告代理人注・「11ページ」と述べられていることからすると、11頁に動植物のことが記載されているのは乙47基本方針説明 資料であり、その11頁以降を見てのものと思われる)。

事務局から、この意見に対して

「データが少ないというのは、そのとおりでございまして、平成17年のデータで検証しました。これは、基本的には下流の漁業への影響という歴史的な経緯の中から、今回の正常流量というのは考えたわけでございますが、やはり、その裏づけといたしまして少しデータをとって見てみたということでございます。」(乙49 p 3 2)

との回答がなされた。

木曽川大堰の利水制限流量である放流量50m3/s(成戸地点下流50m3/s) は、歴史的経緯があり1965年に木曽三川協議会において決められたもの であり、その際、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁業に配慮して決められた ことはないが(もしそうであれば、そのことを記載した文書が当然あるはず であり、同委員会に審議資料として配付され、本件訴訟においても提出され るはずであるが、それはなされていない)、このような客観的、実証的な根拠 もないまま、単に歴史的経緯だけでは、1997年改正河川法によって設け られた16条1項に基づく河川整備基本方針における河川維持流量とするこ とはできないのは当然である。そこで、成戸地点50m3/sは客観的、実証的 に根拠があるかの裏付のための検証を行ったのが、ヤマトシジミ(ちょうど現 在の上記区間における漁業はヤマトシジミの捕獲である)の生存の限界とな る塩素イオン濃度における流量を調査して、その流量を河川維持流量とする 検討であったということである。つまり、河口~木曽川大堰における河川維 持流量についての乙46基本方針資料と乙47基本方針説明資料の検討は、 従前の河口~木曽川大堰における河川維持流量50m3/sは「歴史的経緯」の ような曖昧で客観性も実証性もないものであり、これでは河川整備基本方針 の河川維持流量とすることはできないので、それが客観的、実証的な事実に よって裏付けられるかの検討作業なのである。これによって、その内容や検 討過程が客観的、実証的な事実あるいはその検討過程として認められないならば、設定しようとする 5 0 m3/s は客観的、実証的事実の基礎を欠くものなのである。

(2) 第74回河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙50)

事務局により第72回委員会での上記意見に対する補充説明が行われた。 事務局から

「次に、これも○○委員からでございますが、成戸の50m3/s は歴史的経緯も踏まえ、動植物の生息から決められている。しかし、前回お出ししました澪筋との関係のデータでございますが、このデータでは少し無理があるのではないか。もう少し説得力のあるデータの積み重ねが必要だということでございます。これは前回お出ししました平成17年の1年のデータで検証させていただいた。もう少しデータの積み重ねが必要ではないかというご指摘でございます。

木曽川大堰の放流量と塩素イオン濃度の関係を把握するために、平成16年から観測を実施しております。16、17、18、19と4年分のデータがございます。しかし、平成17年の渇水年のデータ以外は、50m3/s以下のデータがほとんどとれていないという状況でございます。引き続き木曽川大堰放流50m3/s以下のデータも含め、検証データの充実を図っていきたいと考えてございます。

なお、他の都市におけるデータにおいても、木曽川大堰放流量50m3/s 以上であれば、底生生物のヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない塩素 イオン濃度、これは11,600mg/Lでございますが、これを満足できて いるということが確認できてございます。」(乙50p8)

との説明が行われている。

これにより、木曽川大堰の放流量と塩素イオン濃度の関係を把握するために、平成16年から観測を実施しており、平成16、17、18、19と4年分のデータ(観測結果)があること、乙47基本方針説明資料で検討に使用したのは、そのうちの平成17年のもののみであることが明らかにされた。しかし、河川整備基本方針検討小委員会では、上記4年分のデータとそれに基づく検討資料が提出されての検討はなされてはいない。

5(1)以上のように、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについて、河川整備基本方針検討小委員会では、委員による審議を経たといえる委員による発言は上記のみであり、これでは、到底、委員による審議を経たとはいえない。

そして、委員からは、乙47基本方針説明資料p14のデータから50m3/sは無理がある、もう少し説得力があるデータの積み重ねが必要という意見が出されている。これに対して、データとして問題はなく、ヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であることの客観的、実証的事実に基づく合理的な説明はなされていないし、その審議もなされていない。

そのうえ、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するの に必要な流量として50m3/sが必要であるかについて、①乙47基本方針説 明資料 p 1 4 に記載されている塩素イオン濃度と流量の関係式という直線(図 1)によりヤマトシジミが生存できる限界の塩素イオン濃度という11,60 Omg/Lとなる流量が57m3/sであることを確認したことにより客観的、実証 的に確認されたか、②また、乙47基本方針説明資料p14の記載内容は、 ヤマトシジミが生存できる限界となって生息のために必要である流量が、図 では57m3/sであるのに本文では概ね50m3/sと小さく生息できない流量に なっていて図と本文が整合していないこと、同じく、乙48の図では塩素イ オン濃度11,600mg/Lと斜め直線との交点の流量値は「概ね50m3/s」 と記載されているが、委員に配付されている乙47基本方針説明資料 p 1 4 の図では塩素イオン濃度11,600mg/Lと斜め直線との交点の流量値は「5 7 m3/s」と記載されており、流量目盛りの位置からも明らかにこれが塩素イ オン濃度 11,600 mg/L と斜め直線との交点の正しい流量値であり、248の図の流量値「概ね50m3/s」はこれに整合していないこと、これらの調 査、検討を行う審議は全く行われていない。

さらに、その前提事実となって最も重要な乙47基本方針説明資料p14 の記載内容が客観的、実証的にヤマトシジミが生存できる限界流量として客 観的、実証的な事実として認められるものかについて、③記載されている上 記図1とヤマトシジミの生息との関係等の図の意味、④図1の精度(図は平成17年のみのデータをまとめたものであるが、第74回委員会において平成16年から平成19年と4年分のデータがあることが事務局の説明により判明したので、4年分のデータを用いれば、基礎データが豊富になって、より精確な塩素イオン濃度と流量との関係の検討が可能となる)⑤図1は13.8km地点での観測結果であるが、それは河口~木曽川大堰を代表できるのか、それ以外のより下流の地点でも測定結果は同じ塩素イオン濃度-流量関係になるのか、⑥そして、最も根本的で基礎的なもので何よりも重要な、ヤマトシジミが斃死せず生息できる塩素イオン濃度に関する調査研究による知見や木曽川大堰下流の流量と塩素イオン濃度およびヤマトシジミの生息に関する調査結果に基づく検討、これらの調査、検討が必要であるが、その審議も全く行われていない。

以上の通り、木曽川水系河川整備基本方針においては、河口~木曽川大堰における河川維持流量を、従前の50m3/sのように「歴史的経緯」のような曖昧で客観性も実証性もないものでなく、この50m3/sの検証を含めて客観的、実証的な事実によって裏付けられた流量にするため、ヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討したが、河川整備基本方針検討小委員会においては、河口~木曽川大堰における河川維持流量の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについて、客観的、実証的な事実によって基礎づけられて客観性、実証性のあるものかを検討する審議は全く行われていない。

(2) もし、ヤマトシジミが、塩素イオン濃度11,600mg/Lを超えても斃死せず生存できるなら、また、木曽川大堰下流において、流量が50m3/sを下回っても、あるいは塩素イオン濃度が11,600mg/Lを上回っても斃死せず生存しているなら、河口~木曽川大堰の河川維持流量としてヤマトシジミの生息のために50m/sは必要でなく、もっと小さい流量でよいことになる。歴史的経緯により河川維持流量として利水上の取水制限流量となっている従前の50m3/sは当初から批判されていたように過大なものであることが、改めて明らかになり、河川維持流量としてはもっと小さな値にすべきことになる。木曽川大堰(成戸地点)下流の河川維持流量は利水上の制限流量となっ

ているので、これが50m3/sよりもっと小さくなれば、木曽川大堰上流での木曽川総合用水等のダム依存水利は、河川自流の取水が制限を大幅に緩和されて可能となり、利水安全度が一挙に高まるのである。

したがって、河口~木曽川大堰における河川維持流量の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量としてどれだけ必要であるか、50m3/sが必要であるかを客観的、実証的な事実によって基礎づけて客観性、実証性のあるものにすることは、木曽川の低水管理にとどまらず利水管理にも関係する極めて重要なことなのである。

6 結局、河川整備基本方針検討小委員会の議事録からは、河口~木曽川大堰に おける河川維持流量として50m3/sが必要であるかについて、「河川整備基本方 針検討小委員会における調査審議を経たことにより、内容の客観性および公正 性が確保されている」(被告ら準備書面5)とは到底言えないことは明らかであ る。

河川整備基本方針検討小委員会の審議においては、木曽川水系河川整備基本方針における正常流量の内容となっている木曽川の成戸地点下流の河川維持流量50m3/sの設定は、客観的・実証的なデータや事実もなく、重要な事実の基礎を欠いているか、あるいは、客観的・実証的なデータや事実もなく、これを無視して設定されており、決定の過程において考慮すべき事情を考慮せずに行われているものである。これは、社会通念に照らし著しく合理性を欠いていて妥当性を欠くものである。

したがって、木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の今渡地点における正常流量の一部をなす河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量50m3/sを前提とし根拠として定められた木曽川水系河川整備計画における異常渇水時〔平成6(1994)年渇水相当〕においても木曽成戸地点における河川環境の保全のために必要な流量の一部である40m3/sを確保するという決定は、客観的・実証的なデータや事実もなく、重要な事実の基礎を欠くいているか、あるいは、客観的・実証的なデータや事実もなく、これを無視して設定されており、決定の過程において考慮すべき事情を考慮せずに行われているものであって、社会通念に照らし著しく合理性を欠いていて妥当性を欠くものである。

以上